

平成30年度第2回旭川市子ども・子育て審議会
放課後児童健全育成事業専門部会

- 日 時 平成30年12月3日（月）午後6時30分～午後8時30分
- 場 所 旭川市第二庁舎6階 選挙管理委員会前会議室
- 出席委員 石ヶ森委員，上原委員，片桐委員，佐藤（貴）委員，佐藤（洋）委員，宮嶋委員（五十音順）
- 事務局 子育て支援部
こども育成課 金課長，門脇主幹
こども事業係 工藤補佐，今田主査，山川
- 傍聴者 0名
- 議事概要

【議事】

(1) 審議事項

「放課後児童クラブの民間委託の検討について」

ア 民間委託導入の検討について

※事務局から，資料4-1「放課後児童クラブの目指すべき方向性と現状の課題」，資料4-2「放課後児童クラブの基本的な1日の流れ」に基づき説明。

※事務局から，公募型プロポーザルによる事業者選定において，市が求める質の向上に繋がらないような場合には，引き続き公設公営での運営も検討する旨を説明。

(委員)	放課後児童クラブを民間委託した場合の質の担保については，行政が何か監督するようなことを考えているのか。
(事務局)	民間委託した場合でも，実施主体である本市が関与し，運用の内容について確認，指導しながら，事業を実施していただくこととなる。
(委員)	事業者選定の段階で，質の向上に繋がる内容であるのかしっかりと審査を行い，そうでない場合は，民間委託の導入について立ち止まることも必要ではないか。
(委員)	学校施設の活用について，今は校舎内の空き教室や併設した施設で開設しているが，今後はどのような予定か。
(事務局)	現在設置しているところについては，利用児童の環境や保護者の安心感といったことから，学校の理解と協力が前提であるが，基本的にはそのまま継続して使用させていただきたいと考えている。 また，巡回指導の体制を整えることで，児童に提供している遊びや，現場の運営体制，支援員の困っている点などについて，きめ細かな対応ができるのではないかと考えている。
(委員)	巡回指導の体制とはどのようなものか。
(事務局)	巡回指導の体制については，市の職員が各児童クラブに対し，こどもや保護者への対応，担当職員が提供しているプログラムの内容といった部分について指導しているが，人手が足りていないという部分もあり，公設公営の75カ所の放課後児童クラブで均一な指導はできていない状況である。 そうしたことから，民間委託を導入し，例えばエリア毎にエリアマネージャーを配置し，しっかりとした指導体制をとっていただけよう求めることで，公設公営で対応が不十分であった部分をより良い形で実現できたら考えている。

(委員)	支援員の勤務状況を評価することは必要である。 契約年数について、前回の説明で5年と事務局から提案があったが、複数年契約であれば安心しきってしまうのではないか。
(委員)	民間委託することで支援員の処遇が改善されるとあるが、民間の求人情報を見ると、最低賃金を何円か上回っているだけのものもあり、また、現在は支援を要する児童に対して支援員の加配があるとのことであったが、そこもしっかりと対応してもらいたい。
(委員)	行政として、民間事業者への監督や監査をしっかりと実施していただきたい。
(事務局)	運営のあり方の方向性を踏まえ、プロポーザルの条件は今後、本部会で審議いただきたいと考えているが、支援員の雇用については、一定程度配慮する必要があると考えている。
(委員)	小学校6年生まで入会できるようになったが、6年生までに対応するプログラムの提供が難しくなっているということもあるのか。
(事務局)	小学校1年生から3年生までで9割程度となり、どうしても遊びの内容などは低学年に合わせたものとなっているので、高学年の子どもにはもの足りないという部分もあると思う。
(委員)	民間委託を導入して、バスを持っているような事業者が受託した場合は、各放課後児童クラブの高学年だけを集めて、高学年用の遊びを提供することもできるのではないか。高学年の児童のことを考えれば、現状のままもの足りない内容で過ごしているよりは、そういった取組ができれば、社会性の育成もできる。
(委員)	支援員の質の確保が最も重要である。 支援を要する子どもも放課後児童クラブを利用している現状があり、この点についても質の向上が図られるようしっかりと取り組んでいかなくてはならない。
(部会長)	民間委託の導入については、事務局案をベースとしながらも、質の向上に繋がらない場合の方向性を見直し、支援員の資質向上、現状の課題への対応、支援が必要な子どもへの対応について附帯意見とする。

イ 運営負担金の取扱いについて

※事務局から、第1回の本部会で配付した資料2「放課後児童クラブの民間委託の検討について」に基づき、利用者に民間委託導入によるサービス向上について実感していただき、次の段階として、質的拡充を踏まえた運営負担金の見直しについて検討を進めることが望ましいと考えている旨を説明。

(委員)	運営負担金を見直しをせずに民間委託を導入した場合に、少ない予算で民間事業者に業務をお願いすることになり、結果的に質の向上に繋がらないということにはならないか。 民間委託を導入することで経費が増となり、質の向上に繋がるものであれば、前回の議論も踏まえて運営負担金を上げることは、無理な説明ではないと思う。
(事務局)	平成28年度からの運営負担金を見直しを検討した際には、保護者等へのニーズ調査を実施し、ニーズが高かった土曜日や長期休業期間の開始時間を8時半から8時とするなど、環境改善により運営負担金を見直しを行った。

	<p>事務局としては、まずは運営の見直しを行い、それに伴うサービスの向上を実感していただいた段階で、運営負担金の見直しをしたいと考えている。</p>
(委員)	<p>他都市の水準と比較して運営負担金が抑えられており、旭川市は頑張っているという状況を理解している市民がどれだけいるのか疑問がある。市民はこれが当然だと思っており、このままの運営負担金を維持するためには、市民税等で賄わなければならないという状況を、本来であれば市は正しく広報しなければならないと思う。</p> <p>ただ、今回示された事務局案については、保護者の理解を得ながら放課後児童クラブの質的拡充を図ろうとすることを考えれば、妥当な考え方だと思う。</p>
(委員)	<p>民間委託を導入した場合、民間事業者が運営負担金額を設定できるのか。また、習い事のようなオプションを提供する場合は、追加料金を徴収することはできるのか。</p>
(事務局)	<p>運営負担金は、受益と負担の考えから徴収しているものであり、利用料とは異なる考え方のものである。</p> <p>施設の指定管理者の場合は、事業者が利用料等を設定することになるが、今回は事業の民間委託ということで考えているので、運営負担金の額は市で決定することとなる。</p> <p>民間事業者が提供するオプションについては、実費徴収するといったことは考えられるのではないかなと思う。</p>
(委員)	<p>今後、運営負担金の見直しを検討することとなった場合には、減免制度についても見直すこととなるのか。</p>
(事務局)	<p>準要保護児童や第2子以降の減免は、元々は運営負担金が3,000円に対して1/2の減免で1,500円としていたが、運営負担金を4,000円に見直した際においては、5/8の減免による1,500円とし、低所得世帯の運営負担金が増額とならないように配慮した。</p> <p>今後、運営負担金を見直すこととなった場合の減免制度については、その時に検討させていただくこととなる。</p>
(委員)	<p>運営負担金の見直しは悪いことではないが、低所得世帯への配慮は今後も必要であると思う。</p> <p>就学援助を受けていない世帯でも生活が厳しいところもあるので、世帯収入による区分を設けるのも検討が必要なのではないか。</p>
(部会長)	<p>前は開会時間を長くすることに伴う経費の増分を運営負担金の見直しで対応するというものであったが、今の段階ではサービスの拡充が目に見える形ではないことから、それが目に見えるような形になった段階で運営負担金の見直しを改めて検討する。</p>

ウ 意見聴取手続きについて

※事務局から、第1回の本部会で配付した資料2「放課後児童クラブの民間委託の検討について」に基づき、各学校や支援員、保護者への説明会を行い、関係者からの理解を得られるよう努めるとともに、意見聴取の手法として、利用対象者が限定的であることや、民間委託の目的である質の向上に関しては実際の利用者からの意見が必要となることから、保護者アンケートの実施が適切と考えている旨を説明。

(委員)	児童の権利に関する条約や旭川市子ども条例において、子どもの意見表明の機会について規定されていることから、質の向上を目的とするのであれば、利用者である児童や、将来の利用者である保育園・幼稚園の年長や年中には意見を聞くべきだと思う。
(委員)	こどもへの意見聴取方法は、アンケートが難しければ、聞き取りでも良いのではないかと考える。

エ 今後のスケジュールについて

※事務局から、専門部会の審議結果は12月21日に開催される子ども・子育て審議会にて報告し、12月から2月にかけて関係者への説明や意見聴取を行い、3月に改めて専門部会を開催し、関係者への説明や意見聴取の結果報告や具体的な実施方法の検討を行い、2019年5月から9月までの間で公募型プロポーザルにより業者を選定し、2020年4月から民間委託による運営の開始を予定している旨を説明。

(委員)	民間事業者決定後の準備は、10月から3月までで間に合うのか。
(事務局)	活動内容や支援員は、引き継いで運営を開始することを想定しているので、民間事業者としての支援員の任用や活動内容の調整は、この期間で対応できるのではないかと考えている。
(委員)	現場が動いている中で準備を進める必要があるが、長期休業期間中である4月1日から新しい運営者に移行できるのか。
(事務局)	基本的な一日の流れについては、現状のものを活かしながら、そこに民間事業者のプログラムを上乘せしながら改善していくことを考えている。契約の仕様を決定していく段階で協議し、準備期間のなかでスムーズに移行できるよう対応していきたいと考えている。 他都市で民間委託を導入した事例では、もっと短い準備期間で対応している状況であり、この期間で対応できるのではないかと考えている。
(委員)	3月末まで市が雇用する支援員として働いているのであれば、民間事業者の研修を受けることができないのではないかと考える。
(事務局)	学校のある日は午前中の勤務がないので、その時間を活用して研修を実施することは可能であると考える。
(委員)	民間事業者から、一定の質を確保するために、支援員に対する研修を準備期間に多く実施したいということも想定される。質の向上という点では、研修の受講機会の確保も重要であるので、市としても配慮していただきたい。
(委員)	新1年生への周知として、学校で保護者が集まる機会としては、2月の入学説明会と4月の入学式後がある。関係者への説明等も実施するとのことであるが、事業者決定後の周知についても、計画的に実施していただきたい。

(2) その他

第1回、第2回の審議を踏まえ、事務局において答申案をまとめ、その答申案について12月7日(金)に審議することとして閉会した。